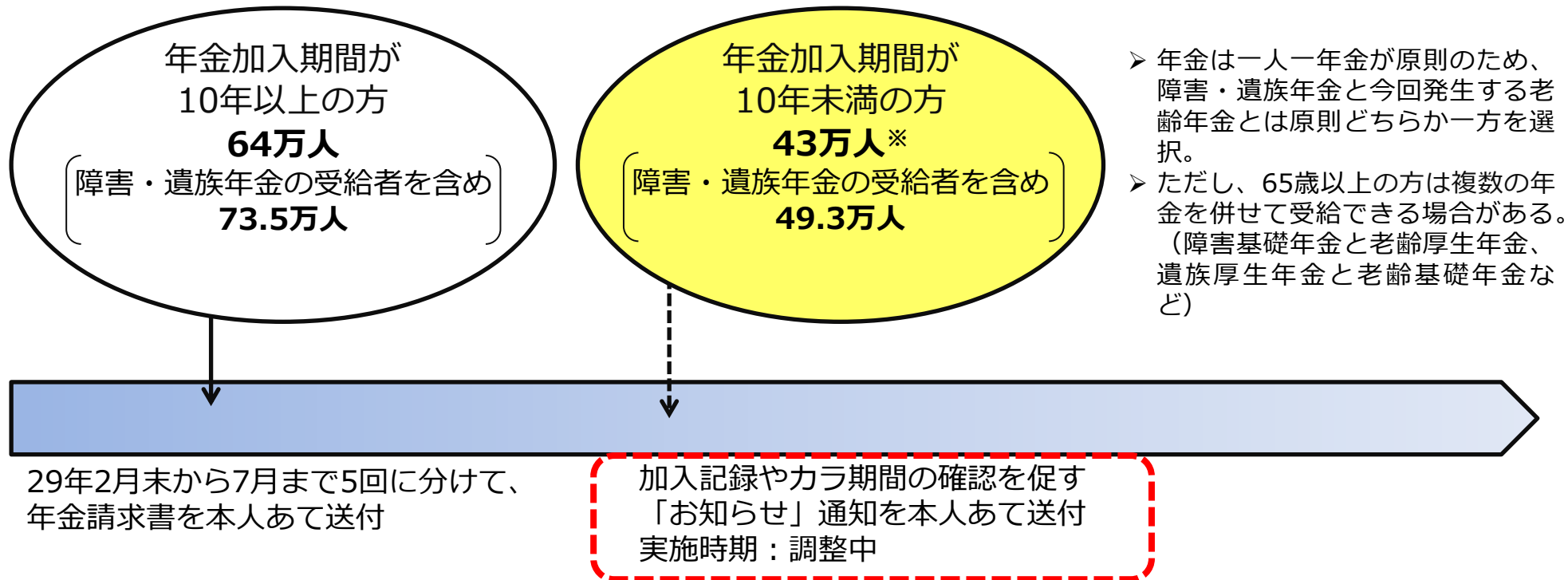


受給資格期間短縮に係る対応について (10年未満加入者に対する対応等)

- 年金受給資格期間の短縮（25年⇒10年）が平成29年8月1日から施行される。
- 日本年金機構では、年金加入期間が10年以上ある方に対して、平成29年2月末より年金請求書を順次送付する予定。
- 日本年金機構が保有する年金加入期間が10年未満の方についても、以下の場合（複数の組合せによるものを含む。）に年金受給資格期間を満たすことが考えられることから、年金加入期間が10年以上ある方に対する対応がおおむね終了した時期以後に「お知らせ」通知の送付を開始する。（平成29年中をめど）
 - 年金加入記録に漏れがある
 - 60歳から65歳まで任意加入する（昭和40年4月1日以前生まれの方は70歳まで）
 - 後納制度を使い未納期間を解消する（5年後納は平成30年9月までの時限措置）
 - 合算対象期間がある
 - ・ 昭和36年4月からの国民年金任意加入の未納の期間
 - ・ 昭和36年4月～昭和61年3月の間の脱退手当金の支給記録があり、昭和61年4月以後65歳までの間に納付済期間または免除期間がある
 - ・ 昭和36年4月～昭和61年3月の間の被用者年金の障害年金の受給権者、その配偶者、被用者年金の遺族年金の受給権者である期間
 - ・ 昭和36年4月からの在外邦人である期間、昭和36年4月～平成3年3月の間の学生である期間、昭和36年4月～昭和61年3月の間の被用者の配偶者である期間 など
 - 旧令共済組合期間がある
- 任意加入制度や後納制度については、本年2月以降、医療機関、金融機関等に配付予定のリーフレットなどを活用し周知を行うとともに、「お知らせ」通知にも明記する。

受給資格期間短縮による年金請求書の送付スケジュール等

- **年金請求書を送付する方**は、今回はじめて年金の受給権が生じるとされる**64万人**に、すでに障害・遺族を要件とした年金を受給していて今回老齢基礎年金等の受給可能性のある方を加えた**73.5万人**を予定。
- **10年未満のお知らせを送付する方**は、現在年金を受給していない**43万人**に、すでに障害・遺族を要件とした年金を受給している方を加えた**49.3万人**を予定。



※任意加入すれば、今回の改正により、受給権が生じる可能性のある方17万人と、それ以外のいわゆる無年金の方26万人の合計

10年未満加入者に対する通知の検討

- 「お知らせ」通知の方式を、個々の対象者の記録を記載した個別通知とするか、定型文による定型通知とするのかについては、関係審議会の意見を伺ったうえで、対応することとしている。
- また、未統合記録の問題、合算対象期間などを丁寧にお伝えすることが国会等において要請されている。

【通知方式の比較】

	課題
【A案】 <個別通知> 個人の年金加入期間に加え、未統合期間、合算対象期間などがある場合その旨記載	➤ 国民年金の任意加入未納期間などの合算対象期間、未統合記録を表示するためのシステム開発を行うため、一定のコストが必要。 ➤ 記録が短いためや後納や追納ができないなど受給の可能性が乏しい方へ送付することの是非。
【B案】 <定型通知A> 未統合期間、合算対象期間などがある場合その旨記載	➤ 国民年金の任意加入未納期間などの合算対象期間、未統合記録を表示するためのシステム開発を行うため、一定のコストが必要。 ➤ 加入期間が不明のため、次のステップへの誘導につながりにくい。
【C案】 <定型通知B> 宛先以外は、同じ文章	➤ 加入期間が不明のため、次のステップへの誘導につながりにくい。 ➤ 未統合記録の解消等への効果が小さい。

- A案～C案のイメージを次ページ以降に記載。なお、通知のデザインや文章については、受け手が分かりやすいものとするよう、今後、検討。

【A案】イメージ

現行年金請求書のTAに併せ、加入期間が300月未満の者に送付している「年金に関するお知らせ」の加入期間集計機能を使うことで、システム改修コストを抑制

(表)

対象者宛先 【編集印刷部分】 差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号 ご案内は内側にあります。 矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。 【水にぬれている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。】	年金を受けられる可能性があります 年金記録をご確認ください 平成29年8月1日より年金の資格期間が25年から10年になりました。 このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では年金を受けるために必要な期間（10年:120カ月）が確認できない方にお送りしております。 ご自身の年金記録について、記録の漏れや合算対象期間（カラ期間）がないかどうかをご確認いただき、これらを通算した期間が10年を超える場合には、年金を受けられる可能性があります。 お近くの年金事務所へご相談ください。 記録に漏れはありませんか お客様の過去の職歴や国民年金への加入などが日本年金機構が管理している年金の加入期間にきちんと反映しているか、この機会にご確認ください。 年金の記録が漏れているような場合は、記録の補正をすることができます。 年金事務所へのご相談は、ご本人確認ができる書類とこのはがきをお持ちください	年金加入期間 基礎年金番号 ZZZZZ-ZZZZZZ 平成ZZ年ZZ月 までの年金加入期間です。 * 国民年金加入期間については情報が反映されるまで日数がかかるため、月数に不足が生じる場合があります。ご容赦ください。 <table><tr><td>厚生年金保険加入期間</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>船員保険加入期間</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>国民年金加入期間(納付済)</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>" (全額免除該当)</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>" (4分の3免除該当)</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>" (半額免除該当)</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>" (4分の1免除該当)</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>" (学生納付特例該当)</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>" (納付猶予該当)</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>共済組合等加入期間</td><td>ZZZカ月</td></tr><tr><td>年金加入期間合計</td><td>ZZZカ月</td></tr></table> ご注意ください。 お客様には上記年金加入期間に含まれない漏れている可能性のある記録があります。 合算対象期間と見込まれる記録があります。	厚生年金保険加入期間	ZZZカ月	船員保険加入期間	ZZZカ月	国民年金加入期間(納付済)	ZZZカ月	" (全額免除該当)	ZZZカ月	" (4分の3免除該当)	ZZZカ月	" (半額免除該当)	ZZZカ月	" (4分の1免除該当)	ZZZカ月	" (学生納付特例該当)	ZZZカ月	" (納付猶予該当)	ZZZカ月	共済組合等加入期間	ZZZカ月	年金加入期間合計	ZZZカ月
厚生年金保険加入期間	ZZZカ月																							
船員保険加入期間	ZZZカ月																							
国民年金加入期間(納付済)	ZZZカ月																							
" (全額免除該当)	ZZZカ月																							
" (4分の3免除該当)	ZZZカ月																							
" (半額免除該当)	ZZZカ月																							
" (4分の1免除該当)	ZZZカ月																							
" (学生納付特例該当)	ZZZカ月																							
" (納付猶予該当)	ZZZカ月																							
共済組合等加入期間	ZZZカ月																							
年金加入期間合計	ZZZカ月																							

【編集印刷部分】

- ① 未統合記録がある場合に表示
- ② 合算対象期間のうち機構保有情報で判定できるものがある場合に表示（任意加入未納期間など）

システム開発が必要（今後のお知らせに活用）

*なお、①及び②の期間を示すと合計120月を超えることも想定されることから、注意喚起のみとしている。

(裏)

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

注意書き

年金を受け取るために必要な期間 (受給資格期間)

次の期間に該当するものすべての合計が10年(120カ月)以上あると年金を受け取ることができます。

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(カラ期間と呼ばれる合算対象期間)

今から保険料を納付することで
年金が受けられたり、
年金額を増やすことができます

◆ 任意加入

最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。任意加入により資格期間が増え、年金を受けられる場合があります。また、65歳までは年金額を増やすこともできます。

◆ 保険料の後納

国民年金に加入していても保険料を納めていない期間(未納期間)は資格期間に算入されません。過去5年以内に未納期間がある方は平成30年9月までであれば保険料を後納することができます。

年金制度に加入していなくても 資格期間に加えることができるカラ期間

年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる合算対象期間(カラ期間)があります。この期間を加えることで年金が受けられる場合があります。ただし、この期間は年金の額には反映されません。

主なものは次のとおりです。

- 昭和61年3月までの間でサラリーマンの配偶者だった期間
- 海外に居住した期間
- 平成3年3月までの間で学生であった期間
- 昭和61年3月までに脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月以後65歳までの間に保険料の納付または免除がある場合の脱退手当金の対象期間
- 昭和61年3月までの被用者年金の障害・遺族年金の受給権者の期間

詳しくは、年金事務所などへお問い合わせください。

◆ 各国との社会保障協定

社会保障協定を結んでいる国で働いていた期間がある方は、それぞれの年金加入期間を相互に通算できる場合があります。詳しくは日本年金機構ホームページ「社会保障協定」のコーナーをご覧ください。

年金制度に加入していなくても 資格期間に加えることができるカラ期間

年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる合算対象期間（カラ期間）があります。この期間を加えることで年金が受けられる場合があります。ただし、この期間は年金の額には反映されません。

主なものは次のとおりです。

- 昭和61年3月までの間でサラリーマンの配偶者だった期間
- 海外に居住した期間
- 平成3年3月までの間で学生であった期間

対象者宛先
【編集印刷部分】

(内側)

年金を受けられる可能性があります 年金記録をご確認ください

平成29年8月1日より**年金の資格期間が25年から10年**になりました。

このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では年金を受けるために必要な期間（10年:120カ月）が確認できない方にお送りしております。

ご自身の年金記録について、記録の漏れや合算対象期間（カラ期間）がないかどうかをご確認いただき、これらを通算した期間が10年を超える場合には、年金を受けられる可能性があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。

今から保険料を納付することで 年金が受けられたり、 年金額を増やすことができます

◆ 任意加入

最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。任意加入により資格期間が増え、年金を受けられる場合があります。また、65歳までは年金額を増やすこともできます。

◆ 保険料の後納

国民年金に加入していても保険料を納めていない期間（未納期間）は資格期間に算入されません。過去5年以内に未納期間がある方は平成30年9月までであれば保険料を後納することができます。

記録に漏れはありませんか

お客様の過去の職歴や国民年金への加入などが日本年金機構が管理している年金の加入期間にきちんと反映されているか、この機会にご確認ください。

年金の記録が漏れているような場合は、記録の補正をすることができます。

金の支給を受け、
の間に保険料の納
退手当金の対象期

金の障害・遺族年

お問い合わせく

ダイヤル』へ！

1165

注意書き

大切なお知らせ

差出人

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
【水にぬれている場合は、よく乾かしてからおはがしください。】

ご注意ください

お客様には年金の加入期間に含まれていない
漏れている可能性のある記録があります。
合算対象期間と見込まれる記録があります。

【編集印刷部分】

年金事務所で
きる書類とこのはがきをお持ちください

- ① 未統合記録がある場合に表示
 - ② 合算対象期間のうち機構保有情報で判定できるものがある場合に表示（任意加入未納期間など）
- システム開発が必要**

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

注意書き

対象者宛先
【編集印刷部分】

(内側)

年金を受けられる可能性があります
年金記録をご確認ください

平成29年8月1日より**年金の資格期間が25年から10年**になりました。

このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では年金を受けるために必要な期間（10年:120カ月）が確認できない方にお送りしております。

ご自身の年金記録について、記録の漏れや合算対象期間（カラ期間）がないかどうかをご確認いただき、これらを通算した期間が10年を超える場合には、年金を受けられる可能性があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。

今から保険料を納付することで
年金が受けられたり、
年金額を増やすことができます

◆ 任意加入

最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。任意加入により資格期間が増え、年金を受けられる場合があります。また、65歳までは年金額を増やすこともできます。

◆ 保険料の後納

国民年金に加入していても保険料を納めていない期間（未納期間）は資格期間に算入されません。過去5年以内に未納期間がある方は平成30年9月までであれば保険料を後納することができます

年金事務所へのご相談は、ご本人確認ができる書類とこのはがきをお持ちください

年金制度に加入していなくても
資格期間に加えることができるカラ期間

年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる合算対象期間(カラ期間)があります。この期間を加えることで年金が受けられる場合があります。ただし、この期間は年金の額には反映されません。

主なものは次のとおりです。

- 昭和61年3月までの間でサラリーマンの配偶者だった期間
- 海外に居住した期間
- 平成3年3月までの間で学生であった期間
- 昭和61年3月までに脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月以後65歳までの間に保険料の納付または免除がある場合の脱退手当金の対象期間
- 昭和61年3月までの被用者年金の障害・遺族年金の受給権者の期間

詳しくは、年金事務所などへお問い合わせください。

大切なお知らせ

差出人

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

【水にぬれている場合は、よく乾かしてからおはがしください。】



【参考】年金に関するお知らせ（はがき）

- 60歳時に年金加入期間が25年に満たない方へ送付している「年金に関するお知らせ（はがき）」
*25年以上の方には支給年齢到達月の3か月前に年金請求書を送付（特別支給の老齢厚生年金:女性60歳、男性62歳、老齢基礎年金:65歳）

年金後払
郵便

親展

重要なお知らせ

年金に関するお知らせ

発出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒146-8505 東京都中央区浜町三丁目3番24号
宛先不明の場合は上記にご送付ください

年金に関する重要なお知らせです。
郵便物から取りたい内容に照らしてご確認ください。

年金加入期間確認のお願い

●このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、年金を受け取るために必要な期間（原則25年：300ヵ月）が確認できない方に送付しています。お客様の現在の年金加入期間では、年金を受け取る事ができない状態です。
※詳しくは裏面「年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）」をご覧ください。

ご相談ください

●右の表に記載のない年金加入期間がある場合、または裏面に記載した「受給資格期間」に含むことができる期間、「年金の社会保険協定」に該当する期間がある方は年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。

●受給資格期間を満たしていない方は、60歳から70歳までの間、国民年金に任意で加入ができます。年金事務所にご相談ください。

【受給資格期間をすでに確認したい方へ】
裏面「受給資格期間」に含むことができる期間を算入して受給資格期間を満たした方には、年金請求書の事前送付は行いません。年金を受け取る際は、年金請求書をご自身でお取り寄せいただき、年金事務所まで持参してください。

年金加入期間

基礎年金番号 までの年金加入期間です。

※ 国民年金加入期間（納付済の月数）については、前欄に記載されるまで日数がかかるため、月数に不足が生じる場合があります。ご確認ください。

厚生年金保険加入期間（注1）	ヵ月
船員保険加入期間（注1）	ヵ月
国民年金加入期間（納付済の月数）	ヵ月
〃（全額免除該当の月数）	ヵ月
〃（4分の3免除該当の月数）	ヵ月
〃（半額免除該当の月数）	ヵ月
〃（4分の1免除該当の月数）	ヵ月
〃（学生納付特例該当の月数）	ヵ月
〃（納付猶予該当の月数）	ヵ月
〃（任意加入未納の月数）（注2）	ヵ月
〃（特定期間の月数）（注3）	ヵ月
共済組合等加入期間	ヵ月
▶ 年金加入期間合計	ヵ月

注1 均等割としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間、昭和61年3月までは、加入月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、加入月数を5分の4倍して計算しています。
注2 任意加入未納の月数は、国民年金の任意加入未納の月数をそのままの月数で表示しています。任意加入未納の月数は参考であり、年金を請求するときには届出による届出が前提です。
注3 特定期間の月数は、本表第1号は昭和57年10月1日以前に加入した期間が第3号は昭和57年10月1日以後に加入した期間、第4号は昭和57年10月1日以後に加入した期間をそれぞれ示しています。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
<受付時間>月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

●月曜日が祝日の場合は、翌朝日に午後7:00まで電話をお受けします。
●夜間（夜22時～翌朝6時）、12月29日～1月3日は利用いただけません。
●ナビダイヤルは、一般の固定電話からかけられる場合は金銭どころでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一部の固定電話以外（携帯電話等）からかけられる場合は、通常の通話料金がかかります。
○「03-6700-1165」の電話番号をおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外番号をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
○月曜日など休日明けや、お客様のお手元へ送附書が届いた直後（5日間程度）は電話が混雑することがあります。この場合または月の後半が近づくと、電話が通じやすくなるので、どうぞご利用ください。
○代理人（ご家族）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

日本年金機構ホームページもご利用ください。

日本年金機構 検索
<http://www.nenkin.go.jp/>

○全国の年金事務所所在地と電話番号などがご覧いただけます。
○年金に関する基礎知識や、「年金Q&A」がご覧いただけます。

年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）

次のいずれかの加入期間があれば、受給資格期間を満たします。

- 国民年金の保険料納付済月数と免除月数、厚生年金保険（船員保険を含む）と共済組合等の加入期間、それと合算対象期間（カラ期間）の合計が25年（300ヵ月）以上あること。

※10年（120ヵ月）の受給資格期間で、年金を受け取る事ができるようにする予定です。

受給資格期間に含むことができる期間

表面の「年金加入期間」には記載されていませんが、次の期間には受給資格期間に含めることができます。

- ①合算対象期間（カラ期間）
年金を受け取るために必要な加入期間として算入されますが、年金の計算には含まれない期間です。
20歳～60歳未満の主な例として次の期間があります。
- 昭和61年3月までの間で厚生年金保険や共済組合等の年金加入者の配偶者であった期間
- 海外に在住した期間
- 平成3年3月までの間で学生であった期間
- ②基礎年金番号以外の年金手帳番号で加入していた期間
- ③第3号被保険者の未届出期間
国民年金の第3号被保険者の届出がなく、保険料納付済期間とされていない期間
（届出をすることで、第3号被保険者期間となります。）

年金の社会保険協定

○下記の協定相手国で働いていた期間がある方は、社会保険協定により、それぞれの年金加入期間を相互に換算することができます。これによって日本が、相手国、いずれかの年金を受け取ることができる場合があります。

平成28年10月現在の社会保険協定国は次のとおりです。
ドイツ アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ スウェーデン アイルランド ブラジル スイス ハンガリー インド

○詳しくは、日本年金機構ホームページ「社会保険協定」のコーナーをご覧ください。

社会保険協定 検索